

議事日程第3号

令和7年3月6日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（6番、7番）

町長の施政方針に対する質問（1番、3番）

日程第3 議案の委員会付託 7件

議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

出席議員（12名）

議長 大沢 まり子	1番 鈴木 篤志	2番 広川 大介
3番 山田 徹	5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和
7番 清水 亮太	8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸
10番 高山 由行	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴木男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
企画部長 田中 克典	民生部長 中村 治彦
建設部長 早川 均	教育参事兼 学校教育課長 高木 雅春
総務課長 土谷 浩輝	企画課長 山田 敏寛
まちづくり課長 荻曾 弘太郎	税務課長 丸山 浩史
住民環境課長 金子 文仁	保険長寿課長 大久保 嘉博

福祉子ども課長 古川 孝
上下水道課長 可児 英治
亜炭鉱廃坑
対策室長 木村 公彦
生涯学習課長 日比野 克彦

農林課長 渡辺 一直
建設課長 石原 昭治
会計管理者 塚本 政文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩士

議会事務局
書記 井戸 芳枝

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問及び町長の施政方針に対する質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更しますので御了承ください。

また、岐阜新聞社様、中日新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 可児さとみさん、6番 鈴木秀和さんの2名を指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、一般質問の受付順序に従って発言を許します。

一般質問と施政方針に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針に対する質問を行ってください。

なお、申合せにより、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針に対する質問の上限時間を20分と決めさせていただきました。また、町長への施政方針に対する質問のみの方は上限時間を60分といたします。質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

よろしく申し上げます。

それでは、有害鳥獣捕獲隊の活動促進について伺いたいと思います。

私自身が御嵩町有害鳥獣捕獲隊員として活動をしながらか聞きし、実感し、また調査してきた範囲では、現在御嵩町の有害鳥獣被害に対する取組は近隣市町村と比較して最も弱いと言わざるを得ません。このような感想を表明した上で、いろいろと質問させていただきます。

まずはお金の話です。

各市町村は、同様の書式で鳥獣被害防止計画を策定していますが、これには、策定時点における直近の被害額が記載されているのですが、御嵩町の令和4年のイノシシによる被害額は240万7,000円とあります。同様に可児市、八百津町では、令和3年の情報になりますが、それぞれ124万2,000円、47万7,000円と記載されています。

では、有害鳥獣捕獲におけるイノシシ捕獲時の1頭当たりの報奨金を比較してみましょう。御嵩町は1頭当たり1万円、可児市は2万円、八百津町は1万5,000円です。御嵩町の被害額は可児市の倍もあるのに報奨金は半額です。その他、富加町1万5,000円、坂祝町2万円、美濃加茂市2万円と、御嵩町の報奨金は近隣市町村で断トツに安いものとなっています。また、他市町村では豚熱調査のためのサンプル提供という形で1頭当たり6,000円の追加報酬を得ることができますが、なぜか御嵩町はこれに取り組んでいません。

それから、捕獲隊では町が所有する箱わなと併せて、個人が所有する箱わなを借用して活動しているのですが、町は箱わなの所有者に対して年間僅か1,000円の賃借料しか払っていません。それどころか、個人所有の箱わなが壊れた場合の修理費すら補償がありません。箱わなは、少し大きめのイノシシが1回入るだけでかなりゆがむものであるのにです。以前の一般質問において、町は捕獲隊に対して町が所有する箱わなを無償貸与していると答弁がありましたが、これは至極当たり前の話であって、逆に箱わなを所有している町民個人が町の捕獲活動に対して壊されるリスクを込みでほぼ無償に貸与している状況なのです。

対して可児市では、個人所有の箱わなを借用する場合には、所有者に月額1,000円掛ける7か月の賃借料を支払っているそうです。有害鳥獣捕獲隊員としての活動には少なからぬコストがかかります。資格取得費用、狩猟税、必須ではありませんが猟友会費、そしてわなを見回る際のガソリン代、あと多大な時間です。私は今期の捕獲隊活動で8頭のイノシシを捕獲したのですが、いただいた報酬が4万9,100円です。私が所属する中・御嵩チームでは、わなの所有者や止め刺しの担当者、処分のための運搬の担当者などで報奨金を分配しているので、このような金額になります。

対して、私が捕獲隊活動のために支払った金額は、資格取得、猟友会、狩猟税だけで既に6万円を超えています。箱わなも5万5,000円のものを購入しました。半分趣味だろうと思われる節もありますが、捕獲隊の活動は御嵩町の農業を守るために欠かせない活動ですし、多

くの隊員が時間をかけて危険も冒して取り組んでいます。捕獲隊員としてまともに取り組んでいる全ての人が、せめてプラスになる程度の報奨金や費用弁償があつてよいのではないかと強く感じています。ちなみに、また可児市の話になりますが、月間15日以上、2基以上のわなの見回りをした人には月額7,000円支払われているそうです。

では、1つ目の質問です。

町は、捕獲報奨金の引上げや捕獲隊活動に係る各種経費を負担することについて、どのように考えているのでしょうか。報奨金は捕獲隊の役員会で決定していると聞いたことがありますが、私が役員会を傍聴した限りでは、担当課の作成した次第に沿って話が進められただけであり、他市町村の報奨金や費用弁償の状況との比較の話などは出ていなかったと記憶しておりますので、これもお含みいただいた上で御回答いただけたらと存じます。

また、県の資料を見てみると、岐阜県有害鳥獣捕獲強化支援、略称捕獲報奨金上乘せ支援として、イノシシ捕獲報奨金2万1,000円から2万4,000円と記載があります。この支援は適用されないのでしょうか、併せて教えてください。

次に、捕獲隊の組織について伺いたいと思います。

一昨年9月の一般質問にて、私は捕獲隊の編成経緯について質問をしました。その際の答弁では、捕獲活動をより強化すべく、猟友会に加入していない人にも有害鳥獣捕獲に参加してもらうために町が編成したというようなポジティブな御答弁でしたが、私自身が猟友会と捕獲隊に加入し様々な話を伺うと、詳細は避けますが、当時有害鳥獣捕獲を委託していた猟友会でトラブルがあり、苦肉の策で組成したのが捕獲隊であると今では認識しています。平成21年に編成され既に15年以上、高齢化もかなり進んでいます。周りを取り巻く環境もかなり変わってきましたし、そろそろ本腰を入れて改革に取り組むべきタイミングが来ていると思います。

捕獲隊は、上之郷、中・御嵩、伏見の3チーム編成となっています。捕獲隊という1つの組織であるものの、地域ごとに捕獲を必要とする期間や取り組み方、隊員の属性等が違っており、同一基準での活動に適さないと感じています。例えば、伏見地区においては6月下旬頃からの活動を希望しているが、中・御嵩地区では猟期の終了から継続して、つまり4月1日から始めたいと考えているなどです。

御嵩町鳥獣被害防止計画における捕獲計画では、捕獲期間を4月から10月末、必要に応じて3月末までと規定するとされているのですが、例えば昨年は3月25日に捕獲隊役員会、4月15日付にて捕獲隊員の募集が告知され、5月15日に準備会、6月4日に出発式が行われました。そもそも4月から始めるという規定どおりの取組ができないスケジュールになっているのです。伏見地区にとっては問題ないスケジュール感かもしれませんが、4月1日から始めたい中・御嵩地区にとっては、3月15日の猟期終了から3か月近くもわなを閉めなければならないという

絶望的な状況です。日々餌をやり続け、やっとイノシシがわなに近づくようになったとしても、これだけ閉めたら完全に最初からやり直しだからです。それに、活動できない間にも田畑や農作物に被害が出ているからです。

また、各チームの隊員の属性の違いも大きいです。伏見地区では農業の方が多く、中・御嵩地区では若めの会社員の方が多く、上之郷では高齢の方が多いなどです。これによる生活パターンの違いも、同一基準での活動が適さないと感じる一因です。

では、次の質問です。

全地区統一基準での活動に無理が生じてきた状況を改善するため捕獲隊の中に3チームを設けるのではなく、上之郷捕獲隊、中・御嵩捕獲隊、伏見捕獲隊とそれぞれ独立した組織とするのはいかがでしょうか。現在、報奨金の支払いは各チームリーダー一人に現金で支払われ、個人名の領収書を切っているようですが、数十万円を受け取るリーダーは税務的な不安を抱えているので、この点も併せて解消できるような組織づくりについてお考えをお聞かせください。

次に、捕獲の流れについて伺います。

現在、イノシシがわなにかかると隊員は地区のリーダーに連絡し、地区のリーダーから役場の担当者に報告、日時のすり合わせをし、担当者の立会いの下、止め刺しが行われます。報奨金の詐欺事件などもあるようなので、担当者の立会いを必須としているのだと思いますが、私としては担当者の負担を非常に心配しています。止め刺しという苦手な人にとっては心理的に非常にきついであろう現場に立ち合わせる事、土・日でも出動しなければならないこと、大きなイノシシが捕獲された際にはトラックへの積み込みなどを手伝わざるを得ないことなどです。過去には、朝に止め刺しの立会いをし、役場に戻った際に他の職員から臭いなどと言われてしまった職員もいたと聞きました。

そこで次の質問です。

職員を守ることを優先すべき時代に、現在の捕獲後の流れはそぐわないと感じています。他地域では切断した尻尾を提出するなどのやり方もありますし、写真の撮り方を工夫する、あるいは動画撮影をするなど改善方法はあると思いますが、この流れを見直す考えはないでしょうか。

次に、捕獲隊のPR等について伺います。

以前の一般質問で、町として捕獲隊への入会についてPRさせていただくと御答弁いただき、その後1年半ほど経過しました。また、担い手を増やすために狩猟免許の取得費用を助成する制度も予算がつき、始まりましたが、ネットで「御嵩町 狩猟」と検索しても、御嵩町鳥獣被害防止計画がヒットするのみで、町民が狩猟免許を取得するために役立つ情報や、ましてやそれに補助が出るという情報は一切見つかりません。「御嵩町 有害鳥獣」「御嵩町 鳥獣被

害」などで検索しても同様に、御嵩町鳥獣被害防止計画と県の情報ページ、そして私のブログやインスタ記事が出てくるだけです。つまり、有害鳥獣捕獲隊の活動も隊員を増やすための取組も、現状町からは一切PRされていないのです。広報紙で紹介されたかもしれませんが、今後の担い手を確保したいなら、PRする媒体はネットしかありません。可児市も八百津町も、狩猟と地域名の複合で検索すれば狩猟免許取得者補助金制度というページが出てくるのに、なぜ御嵩でできないのでしょうか。

捕獲隊員の方が、捕獲隊って活動しているのと言われたそうです。なぜなら、町内に設置されている箱わながいつも空だからだそうです。捕獲隊員は、イノシシがわなに入ったら早急に処理しなければなりません。ですから、捕獲したとしても大体朝のうちには空になってしまいます。真面目に取り組んでいるからこそ、捕獲隊の活動は人知れず完了するのです。隊員が手間と時間とお金をかけ危険を冒し、御嵩の農業や町民の暮らしを守るために取り組んでいるにも関わらず、町民に活動していないと思われていることはむなしいことです。このことも町のPR不足に起因するとしか考えられません。

そこで質問します。

町は、捕獲隊員の活動実績のPRや捕獲隊員を増やすような情報発信をいつ、どのような形で取り組む予定なのでしょう。これまでの取組も含めて教えてください。

次に、連絡体制について伺います。

現在、わなの設置場所は捕獲隊に任されていますが、これは本来町民からの要請に応じて検討されるべきと考えます。しかし、町民からの要請に関する情報が捕獲隊に来たということを知ったことがありません。上之郷小学校では、夜間に侵入され、のり面を掘られ、側溝を埋められてしまう被害が出ましたが、これらも学校側の独自の対策と教育委員会のサポートで収められたようです。本来はこれも相談があつてしかるべきだと思います。

そこで質問です。

御嵩町鳥獣被害防止計画では、農林課への通報があつた場合には捕獲隊や猟友会に連携されるようになっていますが、実際にこのような運用はされているのでしょうか。あわせて、防止計画に記載のある御嵩町鳥獣被害防止対策協議会の実態、活動についても教えてください。

また、町のホームページでは有害鳥獣被害報告書の書式がダウンロードできるようになっていますが、この報告書はどの程度提出されているのでしょうか。それが猟友会、捕獲隊に連携された件数も含めて教えてください。このダウンロードページには書式が記載されているだけで、一切の説明がありません。町民が困ったときに検索してたどり着き、書式に記載して提出するという一連の流れがあつてこそ町民の安心が達成されると思いますが、このような仕組みがあることのPRについても改善の見込みがあれば教えてください。

最後に、有害鳥獣捕獲の狩猟方法について伺います。

現在、有害鳥獣捕獲の狩猟方法は箱わなによるものと限られています。箱わなで捕獲できるのはほとんどがウリ坊です。成獣は警戒心が強く、箱わなのそばに来たり、頭だけ突っ込むことはあるものの後ろ足まで入ることはほとんどありません。成獣を駆除しなければ頭数は減りません。イノシシは、本来、春に五、六頭の子供を産みますが、生まれたウリ坊を箱わなで一斉捕獲してしまうと、また秋に子供を産むことがあるそうです。ですから、親のイノシシを捕獲するために、くくりわなによる捕獲もできるようにする必要がありますと考えています。くくりわなによる捕獲では、箱わなでの捕獲に比べて止め刺しの危険度がかなり上がりますが、併せて猟銃、特に空気銃での止め刺しも可能にすれば危険度を抑えられると思います。

そこで質問です。

狩猟方法にくくりわなと猟銃での止め刺しを採用する考えはありませんか。先日着任された江崎知事は、マニフェストで鳥獣害のない里山をつくり、多様な価値を生む農業を推進する、広域の狩猟チームを編成するとともに、里山の手前で撃退する方法を確立とうたっています。岐阜県の有害鳥獣捕獲が大きく進化する可能性があるこのタイミングで、御嵩町もICTを含む効率的で先進的な有害鳥獣捕獲ができるような体制に変化すべきです。

県の方針も踏まえ、以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

おはようございます。

広川議員から有害鳥獣捕獲隊の活動促進等についてと題され、大きく6つの御質問をいただきました。それぞれについて私から答弁いたします。

広川議員からは、令和5年第3回定例会にて、鳥獣被害対策についてと題された一般質問を受け、答弁いたしました。この事案について強い関心と深い思いがあることと推察いたします。

鳥獣被害について少し概要を述べます。一般的に鳥獣被害とは、鳥獣、鳥やけだものから人畜や農作物に被害を受ける、また被害を受けたことを指します。農林水産省の統計によると、令和5年度の野生鳥獣による農作物の被害は全国で164億円とのこと。主な鳥獣種別の被害を見てみると、イノシシによる被害額は減少した一方、鹿や熊などは増加しているとのこと。

本町においては、町内全域で年間を通してイノシシによる被害が発生しています。鳥獣被害のほとんどがイノシシによるものと思われませんが、近年ではニホンジカ、ヌートリア、アライグマについても目撃情報や被害通報が増えてきている傾向です。本町におけるイノシシによる

被害額については、広川議員から御紹介のとおり令和4年度では240万7,000円でした。その後の推移は、令和5年度14万9,000円、令和6年度は現時点で14万円となっています。

有害鳥獣による被害は金額だけでははかれません。本町を含む全国の農山漁村地域においては、鳥獣被害が農作物だけでなく、道路ののり面や水路、ゴルフ場の芝などにも被害が出ている深刻な状況であり、鳥獣被害の減少を目指し対処していくことが喫緊の課題となっています。

それでは、御質問をいただきました1点目、捕獲した有害鳥獣への報奨金額の引上げや活動に係る経費の町負担についてどう考えるかについてお答えいたします。

本町は町鳥獣被害防止計画を策定し、農作物等の被害防止対策を行っています。本町で有害鳥獣捕獲等を担っているのは、御嵩町有害鳥獣捕獲隊です。以下、捕獲隊と申し上げます。捕獲した有害鳥獣1頭につき町から捕獲隊へ報奨金を支給しています。例として、広川議員が述べられたとおり、イノシシの成獣及び幼獣各1頭につき1万円を、そのほかタヌキ、キツネ、アライグマなどの小動物は1頭につき5,000円を支給しています。町が支給する報奨金の原資となる財源は、岐阜県の鳥獣被害防止総合対策交付金です。交付額はイノシシの成獣1頭につき1万円、イノシシ幼獣は1頭2,000円です。町が受け取る県の交付金と、町が捕獲隊に支給する報奨金単価の差については、イノシシの成獣は交付金と同額ですが、イノシシの幼獣は町が町費を上乗せして、さらにその他の小動物は町費にて支給をしています。

また、町から県への交付金要望額に対し100%交付いただける満額回答は出ない年度もあります。交付額が要望額を下回ることもございます。報奨金支給単価を含む捕獲隊と町との決め事につきましては、町側から一方的に決める、決めてきたものではなく、これまでにおいても協議、それから調整をしながら決定をした上で活動していただいておりますし、これからもそうしていきたいと考えています。毎年度、捕獲隊、役員会及び編成準備会において報奨金や活動方法、活動スケジュールなどについて町事務局より御説明をした上で協議をされ、承認、決定していただいておりますことを御了承ください。

御質問の中に、岐阜県有害鳥獣捕獲強化支援（捕獲報奨金上乗せ支援制度）について御質問がありました。この制度は、前述の県から交付される鳥獣被害防止総合対策交付金の内訳として国費、国の費用に県費、県の費用を上乗せして市町村に交付することを指しているものと県に確認を取りました。よって、既に適用されている制度と御理解くださいますようお願い申し上げます。

続いて、御質問をいただきました2点目、捕獲隊の組織を再編する考えはあるかについてお答えします。

本町の捕獲隊は、町被害防止捕獲実施要領により編成された組織です。広川議員がおっしゃられるように、捕獲隊の中で大きく3つの地区に分かれて活動しておられます。捕獲隊編成の

目的は、町内農林水産業等の被害の軽減に貢献することとあります。町として捕獲隊を組織していることを念頭に置き、また住民の立場から見ても各地区によって捕獲の取扱いが異なるのは好ましくないとの考えから、再編もしくは各地区独立した組織とする考えはありません。何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、御質問いただきました3点目、捕獲時に町職員を立ち合わせる流れを変更する考えはあるかについてお答えします。

まずもって、町職員の負担を心配いただいた御提案と受け止めております。ありがとうございます。しかしながら、農林水産省が策定している鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲確認マニュアルにおける基本事項の中に、捕獲確認方法は確認者、これは市町村の職員を指しますが、現地確認、現地確認とは捕獲現場等に直接赴き捕獲個体を実際に確認するとあります。これは本町での事案ではありませんが、過去において1頭の捕獲個体を複数の個体を捕獲したものと偽装していた不正事案などがあり、同マニュアルが強化されてきたものと推察します。よって、今後も国のルールにのっとり対応をしていく予定であることを御理解ください。

続いて、御質問をいただきました4点目、捕獲活動のPRや捕獲隊員を増やすためのPRの実績及びその予定はいつかについてお答えします。

まずもって、前回の一般質問で答弁をさせていただきましたできる限りPRをしていくことが実現しないことにつきましては、大変申し訳なく存じます。近年の周知としましては、町広報紙に有害鳥獣対策の紹介として捕獲隊による捕獲活動が始まるという内容のみでありました。前回と同じ答弁になり誠に恐縮ではございますが、周知についてはできる限り早期に町の情報発信媒体を使って周知を図りたいと考えております。

続いて、御質問をいただきました5点目、町鳥獣被害防止計画に記載のある連絡体制は正しく運用されているかについてお答えします。

町鳥獣被害防止計画に緊急時の連絡体制が記載されています。緊急時とは、鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合と記述されています。近年で緊急時と認識し、この連絡体制を取った事案は、令和4年度と令和5年度に各1件ずつありました。いずれも捕獲隊に出動を要請し対応されたことから、正しく運用されているものと認識しております。

また、同計画では、被害防止施策の実施体制に関する事項として町鳥獣被害防止対策協議会を組織しています。この協議会の実態と活動についての御質問もございました。同協議会の活動目的は、鳥獣被害防止対策を推進する関係団体と連携を図り、農林水産業等の被害を防止することとあります。補助事業を含め、新たな対策を実施または計画しようとする際には同会を開催し、協議及び意見集約を行う機関との認識でございますが、近年は規約改正等の議案のみ

で書面開催としております。

また、有害鳥獣被害報告書の提出件数についても御質問がありました。近年の届出件数は、令和4年度47件、令和5年度19件、令和6年度は現時点で35件です。届出された内容は、各地区の捕獲隊員へ随時もしくは後日情報提供しておりますが、伝達ルールが統一されていないようなので、今後捕獲隊と協議しながら整えていきたいと考えています。また、同報告書の周知手法の改善については、前述のPR対策と同様、できる限り早期に町の情報発信媒体を使って周知していきたいと考えています。

それでは、御質問をいただきました6点目、くくりわなや猟銃を使った捕獲を採用する考えはについてお答えします。

現在の捕獲隊による鳥獣捕獲は、箱わなと言われる箱型のわなを設置し、餌づけなどで鳥獣、イノシシをおびき寄せ、箱に入ったところで出入口が閉じ、逃げられなくする捕獲方法を採用しています。この手法の採用は、これまでに至る捕獲隊との協議の中で決めてきたものでございます。御提案のくくりわなとは、鳥獣の通り道などに餌を置き、鳥獣がわな本体を踏むとワイヤが作動し片足をくくり、逃げられなくする捕獲方法です。設置が容易で低コストと言われている反面、全国の事例を見てもくくりわなでの人身事故が多く見られます。死亡事故となった事例もあります。捕獲活動においては隊員の安全性を優先していることから、現時点でくくりわなや猟銃を使った捕獲を採用する旨の協議を捕獲隊に提案する考えはありません。ただ、今後捕獲隊と安全性や必要性を再確認する案件であるとは思いますが。

捕獲隊員の皆様方は本当に熱心に捕獲活動を行っておられます。これからまた捕獲シーズンに入ってまいりますので、捕獲隊員皆様方の御健康に留意され、隊員相互の融和を図りながら御活躍いただきますことを祈念しております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございます。

1つずつ確認させていただきたいんですが、まずは費用の部分ですね。報奨金の部分ですが、これは前回と同様、前に1回質問したときに伺ったのと同様で、役員会で決定しているということだったんですけれども、書いてありますとおり担当者が作った次第の中に報奨金についてどうするかみたいなことがあったかどうかというのが、私の記憶がないだけなのかもしれないんですけれども、なかった気がするんですね。なので次回の役員会はまだこれからだと思うの

で、その辺りを改めて確認していただくことを追加していただくことは可能かどうかということをもまず1つお聞きしたいです。

あと、豚熱調査の追加の6,000円ですね。捕獲したときに血液等を採って送ると6,000円もらえるという制度で、他の市町村ではやっているところが恐らく多いんですが、御嵩はやっていない。それについてはなぜやっていないのかは今後、その制度が継続しているものなのかどうかもちよっと定かではないですが、それを導入する予定はないかどうかということですね。

あと、御答弁の中でありました県の有害鳥獣捕獲強化支援、上乘せ支援の部分で2万1,000円から2万4,000円、これは適用済みということですが、これは1頭当たり県から2万1,000円から2万4,000円増額して町に支払われているという意味なんでしょうか。だとすると、報奨金に反映されていないので、この辺りのちよっと説明をお願いしたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、役員会等で報奨金の協議がされていたかということですが、本年度、令和6年度の捕獲隊編成準備会の資料を担当課から取り寄せて確認をさせていただいたところ、報奨金につきましては協議事項の項目に上がっておりまして、御説明をさせていただいております。その上で御意見、それから御異論はなく、本年度はこれを御了承いただいたという認識でございます。

それから、豚熱の件でございますけれども、豚熱の制度については本年度も続いてございます。この豚熱の検体採取につきましては、過去に豚コレラ（豚熱）があった際、捕獲隊とも協議をさせていただいて、その検体の捕獲、検体の県への提出の作業につきましては、御嵩町については行わないという取決めをさせていただきましたので、御嵩町としては採用はさせていただいておりません。

それから、報奨金の上乗せの件で御質問が3点目ございました。上乘せにつきましては広川議員御紹介の2万1,000円から2万4,000円が上乘せ支給されるのではないかとこのところでございますが、イノシシの成獣を例にさせていただきますと、県の上乗せ額が豚熱に対しての上乗せが8,000円、それから豚熱の血液検査検体、先ほどおっしゃった検体採取が6,000円の、上乘せ額が計1万4,000円、それに国単価7,000円を足して支給額が最大で2万1,000円となるということを県に確認をいたしました。広川議員から御紹介がありました上限額2万4,000円という額につきましては、県に問い合わせても県としても不明と、分からないということでございました。先ほどの豚熱の上乗せというものにつきましては、豚熱ウイルスの拡散防止を図

るために捕獲を強化するために上乘せ制度を採用しているという記述がございましたので、御紹介をさせていただきます。以上でございます。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

ありがとうございます。

捕獲隊の役員会で報奨金ですとか、あるいは豚熱の採用ですね、をしっかりと検討していけば、反映していただける可能性もあるというふうに理解しておきたいと思います。

次に、組織の部分ですけれども、現在報奨金の支払いがチームリーダーに現金で支払われている、各チームリーダー、要は3名のリーダーにそれぞれのチーム分まとめて払われている。その際にチームリーダー個人名で領収書を切っているそうなんですけれども、この運用がちょっと不自然である、受け取る側としては数十万円を受け取ることになるので、ぱっと見申告の必要がある金額を超えてしまうというおそれもあるので、その辺解消する手段はないんでしょうか、お願いします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

町からは捕獲種別、それから頭数による報奨金は捕獲隊にお支払いさせていただいておりまして、その後は広川議員がおっしゃるように、各地区の会計の方に分配されているとは伺っております。その地区ごとの取扱いにつきましては、今おっしゃるように各地区の会計さんが領収を切っているということはおっしゃったところでございますけれども、その取扱い、ルールにつきましては、各地区の会計の方もしくは捕獲隊会計との確認、もしくは協議をしていただきたいと思いますと考えております。捕獲隊の全体の会計につきましては、町のほうでも確認はさせていただきますが、その後の流れ、それからルールにつきましては、各地区または捕獲隊の中での御協議になってくるかなと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

すみません。組織についても一個伺いたいんですけれども、御嵩町鳥獣被害防止計画の中では4月から3月末までというふうに期間が決まっているわけですが、現状さっき言ったとおり、募集が5月で準備会が6月というふうに、4月に間に合っていないんですね。この状況も非常に、特に中・御嵩チームではもう既に被害がたくさん出ているので、4月、5月あたりにもう、改善していただく必要があるかなと思うんですが、もう既に3月ですから、早々に始めていただくことはできないのでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げた捕獲隊の役員会、それから編成準備会においてスケジュール、捕獲期間も含めて協議をしていると御答弁させていただいたとおりでございます。広川議員おっしゃる4月に間に合わないのではないかということにつきましては、毎年同じようなスケジュールを捕獲隊としてやっていた中で、スケジュール感について御異議、それから御意見等が今までなかったもので、このようなスケジュール感でこなしております。ただ、これから捕獲隊の中で御議論いただいて、スケジュール、役員会、それから捕獲隊の編成準備会をもっと早く開催できないかというお声があった際には、当然町としてはそのようなお声を受け止め、準備をさせていただくという考えでおります。

[2番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

役員会、前回出させていただいているんですけど、そのような声は出ているんですね。もう遅いという、もっと早く始めさせてほしいという意見は出ているんですよ。なので、もう今年、その意見が出ている上で、今年早期に役員会が開催されていない時点で、去年の意見は採用、反映されていないというふうに捉えざるを得ないので、その辺踏まえてちょっと前倒しでやっていただきたいなあとと思います。防止計画にあるスケジュールに間に合わないタイミングで役員会が行われている時点で前倒しすることはできないわけですから、その辺りちょっと改善していただきたいなあとと思います。

次に、流れの部分ですね、捕獲の流れの部分。農水省のマニュアルでこのようになっているということだったんですけれども、先ほどの組織の部分とも併せてですが、有害鳥獣捕獲を委託する、要は猟友会に、他市町村はほぼそうだと思うんですけれども、猟友会に委託するとい

う形式を取ったら町の担当者の負担も減ると思うんですけども、その他事務作業ですね、その辺りの手間も大分減るかなと思うんですけども、もともと御嵩もそうだったんだと思うんですよ。なので、改めて委託をするという方法を模索する方向性はないのでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

町が今編成をさせていただいている捕獲隊、この捕獲隊を編成するまでの経緯につきましては、広川議員がおっしゃった詳しくは述べませんがというところにフォーカスされておるかと思えますけれども、過去の経緯もあり、今現在の捕獲隊の編成に至っております。今これからまた猟友会に委託をするという考え方については全く否定するものではありませんけれども、少なくとも今現在行われている捕獲隊の活動、それで補えない部分があるということであるならばそのような選択も考えてもいいかと思えますが、全く排除するわけではありませんけれども、今は捕獲隊の活動を優先して考えていきたいと思っております。以上です。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

捕獲隊も15年たっていますし、ほとぼりも冷めつつあるんじゃないかなというふうに思うのと、あとは募集がやっぱり弱いんですよ、町主導だと。その辺りも含めて委託するということができると思うんですね。町の猟友会が猟友会として隊員を募集していくという活動が自由にできたほうが若い人も増えるでしょうし、それこそ、そもそも狩猟免許を取る人も増えてくるでしょうし、改善する可能性は全然高いだろうし動きも早くなると思うので、できれば早期に考えていただきたいなあと思います。

では、一般質問は以上で終わりにしたいと思います。いろいろとありがとうございます。

議長（大沢まり子さん）

これで、広川大介さんの一般質問を終わります。

引き続き、広川大介さんの町長の施政方針に対する質問を行います。

2 番（広川大介さん）

それでは、引き続いて町長の施政方針の中にある関係人口創出の各施策について伺いたいと思います。

関係人口を増やす取組は、いずれ御嵩に来てくれる可能性がある人、いずれ御嵩に引っ越し

てくれる可能性がある人など、いわゆる御嵩町にとっての見込み客を集める取組であると私は理解しています。この理解が正しければ、関係人口は可能性があるだけの来るか来ないかまだ分からない人たちであるので、とにかく多くの数が必要になります。また、集めるに当たっては手間やコストを最小化していく取組も併せて必要かと思います。そして、次のプロセスとして、集まってくれた関係人口に対して来訪などを呼びかけ、つまり売り込むことで見込み客から本当の顧客である観光客や住民に変えていくということがゴールであり、関係人口創出の成果であると考えます。この前提で施政方針を伺ったときに幾つかの施策に疑問が湧きましたので、1つずつ質問をさせていただきます。

まずはターゲットについてです。

施政方針の中で、SNSなどの広告を利用しターゲット層に対しての効果的な情報発信を進めるとありましたが、効率的にローコストで見込み客を獲得するには、かなり明確なターゲットの絞り込みが必要です。例えば田舎に興味がある人などのふんわりしたターゲット設定では広告費が幾らあっても足りませんし、広告に反応した人の興味、関心が極めて薄い、つまり来訪するという成果に至る可能性がかなり低くなると考えます。そこで、まず現段階でどのようなターゲット層に対して広告を活用していこうとお考えなのかをお聞かせください。

次に、ショート動画の活用についてです。

本町の魅力を発信するツールとして、ショート動画を積極的に活用するとのことでした。ショート動画は確かにやっていますし、当たればバズる可能性はあります。しかし、バズることのできる層は、えてしてターゲットから遠くなります。つまり、バズること再生数が幾ら増えても成果には全く近づかず、残るのは再生数という自己満足だけという落ちが見えているのです。

今、世の中にはバズるショート動画を作りますというようなコンサルやクリエイターが雨後のタケノコのように発生していますが、彼らは99%最終的な成果を考えていません。ショート動画がはやっているから、それをつくることを手伝って稼ごうとしか考えておらず、だからこそ業種・業態関係なくショート動画をつくりましょう、今こそショート動画ですと営業をかけ、無意味に踊る動画を量産しているのです。とかなり辛辣な意見を申し上げましたが、実際にバズが生む再生数以外の成果をほとんど聞いたことがありません。大企業の求人関連で成果が出たという話は何度か聞いていますが、ショート動画を勧めるコンサルの話に乗って失敗したという話は日常的に聞いています。

そこで伺います。

町長はショート動画でどのような成果を求められているのでしょうか。

次に、ドローン空撮によるプロモーション動画制作について伺います。

御嵩の自然豊かな景色は、ドローンで撮影すると確かに際立って美しく感じられるのですが、これは我々が御嵩町民だからです。我々にとってのいつもの町の景色を上空から見るという特別な体験だからこそ印象に残るのです。こういった雰囲気、美しさ、格好よさ重視のいわゆるイメージ動画で反応を得ることは至難の業です。興味関心の高い人たちに繰り返し見ってもらうことでやっと反応を得られるか得られないかの、そのくらいマーケティング的に期待値の薄いタイプのプロモーションと考えます。

そこで伺います。

町長はこのドローン動画をどのような場面で、どのような人たちに見てもらい、どのような行動をしてもらおうとお考えなのでしょうか。

最後に、Take-Miの会員についてです。

Take-Miの会員は御嵩のファンであるわけですが、このファンという言葉の定義を伺います。このファンは、イコール関係人口のことなのでしょうか。それとも関係人口プラス町民ということなのでしょうか。この定義が私の中で曖昧で落とし込めておらず、ターゲティングや各施策の整合性が不可解なものとなってしまっていますので、改めて確認させていただけたらと思います。また、定義がいずれのものであったとしても、1,000人という会員数は通過点にしても少な過ぎると思います。最低でも1万はないと反応率等を算出できる母数にもならないと感じてしまうのですが、数を増やす必要性や可能性についてお考えをお聞かせください。以上、お願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

それでは、広川議員の質問にお答えしたいと思います。

まずこの質問にお答えする前に、私が思うところの人口減少社会における関係人口の創出の意義について述べさせていただきたいと思っております。先日、2月27日に厚生労働省が発表した人口動態統計の速報値によりますと、2024年に生まれた国内の外国人を含む子供の数は72万988人で、9年連続で最少を更新したということでございます。前年よりさらに5.0%減少し、少子化は国が従来見込んでいた想定より15年早いペースで進んでおります。

また、2024年4月に民間有識者でつくる人口戦略会議が公表した報告書によりますと、2050年までの30年間で、20から39歳の若年女性人口が半分以下になる市区町村が全国自治体の4割超に及び、消滅する可能性があるという指摘をされております。御嵩町はこの消滅可能自治体に該当してはおりませんが、それでも本年3月1日現在の1万7,511人から1万2,578人まで減少す

る見込みが示されているところでございます。

全国的な課題として確実かつ加速する人口減少社会の中で、本町が持続可能性を持った自治体であり続けるには、少子化といった自然減への対策はもちろん、人口流出といった社会減への対策や、定住・移住といった町外の方を地域社会に迎え入れる取組が必要であるというふうと考えております。御嵩町に町としての魅力や引きつける誇りがあって初めて町内に住み続け、暮らしたいと思っただけの愛着が生まれるものというふうに思っております。

一方で、在住や定住、移住といった終着の結びつくまでにはいかなくとも、縮小する地域社会の維持や発展に直接的あるいは間接的に関与いただく形での結びつきを強めることもまた町の将来を考えると必要な取組であると一貫して訴えてまいりました。それが関係人口の創出になるわけでございますが、関係人口とは、御嵩町に興味関心を持ち、何らかの形で関わっていただける人であるというふうな認識をしております。町からの情報を受け取るだけの方もいれば、町の情報を自ら発信してPRする方、来訪して観光地を訪れたり、地域住民と交流されたりする方、あるいはふるさと納税をされる方など、興味関心や関わり方の濃淡があることを前提に、その一部でもまちづくりや地域の課題に関わる方が現れ、受け入れる地域住民との関わりが深まることで地域社会の維持に資すること、それこそが関係人口の創出の意義ではないかというふうに考えております。

それでは、改めて質問についてお答えをしたいと思います。

まず1点目、1番目でございますが、SNS等の広告を活用してリーチするターゲットについてお答えをしたいと思います。

御嵩町の全国的な知名度、認知度は残念ながら低いものというふうに認識をしております。知名度の低い現状を踏まえますと、全く本町を知らないSNS等の利用者にアプローチするわけでございますので、具体的なターゲットとして人の属性を捉えるというよりも、例えば「#中山道（歴史観光）」であるとか、「優良企業（就職雇用）」、「みたけの森（自然環境）」など、ユーザーそれぞれの持つ価値観や目的、興味関心から御嵩町を知っていただくということを考え、集まるコミュニティや内容に応じてターゲット層を変えながら広告を活用してまいりたいというふうに考えております。

2番目の質問でございます。

まず、今後活用するショート動画の制作・発信では、再生数のみといった成果を求めるコンサルであるとか、クリエイターに委託していく考えは特にございません。本年度新たに取り組んだショート動画の活用について御紹介をいたしますが、これは岐阜県の補助金を活用し、中山道のブラッシュアップ事業に取り組んでまいりました。本事業の目的は、近年増加する外国人を含む中山道ウォーカーに対し沿線の見どころ等をアピールすることで、それぞれのスポッ

トに立ち寄ってもらえるよう中山道沿いの3事業所、これはみたけのええもん指定されておりますプロヴァンスであったり、パティスリーランドであったり、あるいは古民家を改装したかしわ屋であったり、そのほか中山道沿線、御嶽宿、伏見宿、鬼岩温泉など歴史観光スポットを紹介する「QRコード英訳付ショート動画（日本語版5本、英語版5本）」を制作したもので、間もなく公開できる予定でございます。

今回の制作の経緯は、コンサルやクリエイターからの提案ではなく、中山道を歩くため訪れた人々が単なる通過ではなく立ち寄ってもらうための消費経済の動機づけを行うことを目的としておりまして、スマートフォンの利用を前提にQRコードを読み取り、手軽に1分半ほどで視聴できる縦型ショート動画としております。QRコード付道中マップの配布や各動画のYouTube公開もいたしておりますので、興味関心を持って訪れていただける方が増えることや、この動画を見ながら魅力スポットを散策し、立ち寄る光景が多く見られるようになることがショート動画の成果というふうに考えております。また、今後はショート動画を含むデジタルメディアの活用に向けて、職員の人材育成にも力を入れていきたいと考えており、成果を検証しながら進めていきたいというふうに思っております。

3番目の質問、ドローン空撮によるプロモーション動画の活用方法についてお答えをいたします。

昨年11月に東京でみたけファンクラブTake-Miのプロモーションイベント「Take me Mitake」を開催いたしました。参加された方で御嵩町を訪れたことがある人はほとんどいなかったと思いますが、会場で御嵩町の動画を流しつつ、動画で流れた場所の説明や御嵩町がどんなところかを語らせていただくと、参加者の皆様に本町を強く印象づけられたというふうに感じております。同じように、各地で御嵩町のプロモーションを行う際には、来場者に御嵩町を印象づけ、関心を持っていただくアイテムの一つとして動画を流すとともに、私自身、あるいは職員、町の関係者が直接説明をするなど、交流を図りながらPRをしていきたいというふうに考えております。

最後に4番目の質問、Take-Mi会員についてでございます。

会の規約では、自然、観光、物産等、御嵩町の魅力を広く発信することにより御嵩町のファンを増やし、未永く交流を持てるような関係づくりを行うことを目的とし、この目的に賛同され、入会された方を会員とさせていただきます。また、町内、町外を問わず加入することができます。この「御嵩町ファン」とは、町外の関係人口だけではなく、御嵩町に愛着を持つ町民も含めたものと認識していただければというふうに思っております。Take-Mi会員は、当初、令和6年度の目標としていた1,000人に到達いたしました。とはいえ通過点にしても少な過ぎるという御指摘は、広告に詳しい広川議員からの激励だというふうに認識してお

りまして、今後も会員獲得につながる施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

令和7年度当初予算では、町外の関係人口から成る御嵩町ファンを増やすべく、大都市圏を意識したプロモーションや町内スポットを巡るモニターツアーの開催、町内ゴルフ場と連携した周遊イベント等を企画いたしました。これは、御嵩町に関心を持ってくれる人との関わり、関係性をつくり出し、関係人口として町に実際に来ていただくことでリピーターに、あるいは自らSNS等で魅力を拡散、広めていただくことも期待しながら会員を増やし、より深く関わっていただく思いで進めるものでございます。

また、御嵩町に愛着を持つ町民の皆様にも改めて御嵩町ファンとして会員になっていただけるよう、巡回コミュニティバスの乗車クーポンの配信であるとか、事業者と連携した会員特典の実施等を企画していきたいというふうに思っております。皆様の暮らしに密着した利便性と地域交流が深まる一助となることを目指して、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、議員から専門知見に基づく鋭い分析と助言をいただきましたが、広報や広告の分野においては戦略的な取組が特に重要だというふうに考えております。このため、新たな取組として、民間の副業人材のマッチングプラットフォーム等を活用し、本町に副業人材を登用する実証実験を実施したいというふうに考えております。この実証実験を通じて、行政にはない民間が持つ知見、情報及びネットワークを最大限に活用し、情報発信力の強化を図るとともに、そこから発展し、関係人口の創出とさらなる拡大を期待しております。末永く交流を持てるような関係づくりの視点で今後とも進めてまいりますので、一緒に支えていただきますとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

時間がないので質問という形にはしませんが、東京圏とか大都市圏でイベントをしていたという部分については、ターゲットの部分で答弁をいただいた知っていただくという取組の一つだと思うんですけども、ゼロ・イチで知っていただくというのが最も難しく、最もコストがかかる部分なんです。なので、おぼろげに知っている人に思い出してもらうという施策のほうが優先してやるべきことなのかなと思うんです。その意味では、東京とかというよりも愛知とかそういったところのほうがコストを抑えられるし、効率がいい可能性が高いなというふうに考えています。そこをもうちょっと検討いただけるといいんじゃないかなと思います。

あとは、最後におっしゃった副業人材を登用するという部分ですが、あくまでも例えばショ

ート動画であるとか広告というのは手段にすぎないものですから、戦略の下にある戦術の部分になると思うんですね。副業人材に委託できる部分というのは、当然戦術だけであるべきだと思うんですよ。そういう意味では、いかに戦略について町側が明確にその戦術を任せる人たちに表現していくかということがすごく大事になると思います。それをしないで戦術ありきになってしまうと、まあ99%失敗することになるので、必ずチーム皆さんで戦略を共有して、それを表現した上で手伝ってくださる人を集めるというような段取りにさせていただくとより効果が高いんじゃないかなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、広川大介さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

一般質問を行います。

1番 鈴木篤志さん。

1番（鈴木篤志さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回、私は御嵩町の子供たちの成長に必要な睡眠と眠育について質問いたします。眠育という字は、睡眠の「眠」に「育む」と書きます。まず皆さんは〇〇育という言葉をお存じでしょうか。2005年に食育基本法が制定されたことをきっかけに、様々な分野で〇〇育という言葉が広まりました。これは子供たちの成長だけでなく、大人にとっても関心を持ち、学び、日常生活の中で共に育み、共生していくことを目的とした活動です。岐阜県では、森林教育の一環として木育が広く知られていますが、本日は眠育について質問させていただきます。

眠育とは、正しい睡眠習慣を身につけることで、心身の健康や学習効率を高めることを目的とした教育活動です。特に子供を対象に、学校や家庭で睡眠の重要性を学び、適切な生活リズムを確立するための取組が行われています。厚生労働省や文部科学省の調査によると、現代の子供たちは睡眠時間の減少や睡眠の質の低下といった問題を抱えており、これが社会的な課題となりつつあるとされています。睡眠不足の主な原因として、スマートフォンの長時間使用や過度な夜更かしが上げられています。睡眠不足がもたらす問題として、1つ目、夜更かしや生活リズムの乱れにより朝起きられなくなる。2つ目、頭痛、目まい、胃の不調などの体調不良を引き起こす。3つ目、集中力や意欲の低下。4つ目、精神的に不安定になり、不安やいらいらが起りやすくなる。こうしたことから、睡眠不足は子供たちの不登校の大きな要因の一つと考えられています。

文部科学省の調査では、不登校の小・中学生は年々増加傾向にあり、昨年度は34万人余りに上り、過去最多となりました。厚生労働省が発表した「健康づくりのための睡眠ガイド2023」

では、以下のような睡眠対策が推奨されています。

子供、小学生は9時間から12時間、中学生、高校生は8時間から10時間を目安に睡眠時間を確保する。朝は太陽の光を浴び、朝食をしっかり取ること、日中は運動すること、夜更かしの習慣を避けることが大切である。なお、ガイドラインには、睡眠には個人差があり、持病などによって睡眠の状態が変化する可能性があるため、全ての人に当てはまるとは限らないとの記載もあります。

また、幼児期から成長期にかけての睡眠不足は、脳や体の発達に大きく影響を及ぼすだけでなく、大人になってからも睡眠障害を引き起こし、高血圧や糖尿病などの重大な病気につながるリスクが高まるとされています。このように、行政やニュース、ネットやSNSを通じて睡眠の大切さを伝え続けてもなかなかその声が届かず、届いていても重要性を実感していないのが現実です。

そこで、幼児教育や学校教育の段階から睡眠の重要性を伝える取組が眠育です。岐阜県内でも小学校の学習の一環として取り入れられたり、PTA主催の親子参加型講習会で眠育について学んだりする活動が行われています。中には、幼稚園、保育園、小学校、中学校が連携し、親子と一緒に眠育を学びながら成長していく機会を設けている地域もあるようです。

ここからが質問です。

県内の他自治体では子育ての現場や教育現場で取り入れられている眠育ですが、御嵩町内の幼児教育や学校教育の現場で導入する予定はありますか。よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、鈴木篤志議員からの御質問、眠育について、私から幼少期、保育期での見解を述べさせていただきます、その後学校教育参事から答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

一般的に、子供たちが十分な睡眠を取ることは、健康な成長と発達にとって重要だということとは議員御認識のとおりです。言わずもがな、適切な睡眠時間を確保することで集中力が上がり、健康な体を維持することができます。保育の現場では、園児たちの午睡、つまりは保育施設で実施する午後の睡眠、いわゆるお昼寝ですが、その必要性と重要性は非常に高いものでございます。午睡は園児たちの成長と発達にとって重要な役割を果たしています。十分な午睡の時間を設けて、園児たちがリフレッシュできる環境を整えるよう努めているのが現状でございます。このように、安心して成長するための大切な時間を提供することが保育所の役割の一つと言えます。

議員の御質問のとおり、睡眠不足がもたらす問題、損失などは計り知れません。本町の保育の現場では、睡眠、午睡はもちろん、規則正しい生活のリズムをつくることに心がけ、心身ともに健康な成長に最善を尽くしていくということに心がけております。これらの睡眠を含む生活リズムの形成が、ひいては幼少期の眠育に通じるのではないかというふうに存じます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、私から学校教育の現場で眠育を導入する予定はあるかについてお答えいたします。まず、眠育が教育現場でどのように扱われているのかを調査しました。学習指導要領では、眠育という言葉そのものは直接的には使われていません。しかし、保健体育科を中心に、健康な生活を送るために必要な食、運動、休養、睡眠の重要性が示されており、間接的に睡眠の重要性が扱われています。具体的には、小学校では健康な生活を送る上で、食事、運動、休養、睡眠が相互に重要な役割を果たすことを学びます。これらの要素をバランスよく取り入れることが、健康な体の成長につながることを学びます。中学校では、健康の保持増進には、年齢や生活環境に応じた食事、運動、休養、睡眠のバランスの取れた生活を続けることが必要であること、そして栄養摂取の偏り、身体活動の不足、休息不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となることを学びます。

このような背景から、国は平成18年から文部科学省を中心に「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しています。これは、子供たちの生活習慣の改善を目的とした取組です。特に、中高生の睡眠不足が問題視されており、この運動では学校、家庭、地域が連携し、子供たちが自ら主体的に生活習慣を改善できるよう支援しています。具体的には、睡眠、食事、運動のバランスの取れた生活習慣の重要性を啓発資料で示したり、子供たちが自ら生活リズムが整えられるような環境づくりを促したりしています。この運動を通して、子供たちの心身の健康の増進と学習能力の向上を目指しています。

次に、県内の眠育への取組を調べてみました。全ての市町村を調査できたわけではありませんが、高山市では、教育大綱に基づき食育や眠育により望ましい生活習慣を身につけることを目標に掲げています。飛騨市では、学校保健会が中心となり独自の生活習慣見直しシートを活用した眠育を行っています。下呂市では、東京大学と理化学研究所が行う「子ども睡眠健診」プロジェクトに全ての小・中学校を参加させ、睡眠の時間や質を測定し、その結果を活用する取組を行っています。

本町では、眠育という言葉は使っていませんが、学習指導要領や「早寝早起き朝ごはん」運

動に沿った形で、バランスの取れた生活習慣の重要性を養護教諭が保健便りで啓発しています。また、中学校の期末テスト前の1週間をメディア時間をコントロールして規則正しい生活習慣で過ごす期間として、小・中学校、PTAなどが連携し、目標を定め、家族で取り組むこととしている学校もあります。これらの取組は、学校や家庭で睡眠の重要性を学び、適切な生活リズムを確立するためのものであり、これまで取り組んできたことを継続することが、鈴木篤志議員が述べてみえる眠育につながると考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

1番 鈴木篤志さん。

1番（鈴木篤志さん）

御答弁ありがとうございました。

民生部長に再質問させてください。

子供だけでなく、大人にとっても正しい睡眠を取ることは非常に難しいことです。話を聞いているだけでは簡単に思えますが、就寝前の生活リズムや正しい食生活によって睡眠の質は大きく変わります。特に、健康的な食事を取らず、空腹のままでは深く眠ることができず、夜中に目が覚めてしまうのは大人も子供も同じです。こうした点から、睡眠を育む眠育と食事を通じた教育である食育は密接に関係しており、大人になってからの不眠は生活の活力低下にもつながるため、御嵩町だけでなく、まさにこの国の社会的課題の一つと言えます。

以前私が一般質問で取り上げさせていただいた御嵩町の健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画とも深く関わるテーマだと思いますが、今後町が進めていく計画や国・県の上位計画との関連性についてお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、鈴木篤志議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、睡眠不足というものは社会的な問題でございまして、厚生労働省では国民一人一人の十分な睡眠の確保は重要な健康課題の一つだというふうに捉えております。国の健康日本21（第3次）、岐阜県の第4次ヘルスプランぎふ21の中でも、睡眠については重点課題の一つとして取り上げております。これら両上位計画を踏まえ、本町の健康増進計画、今月中にパブリックコメントが終わって、今年度策定の運びになりますけれども、健康増進計画の中では、睡眠は心の健康を保つための重要な要素の一つとして取組や目標、指標を定めてお

ります。上位計画との整合を図りながら、課題や社会情勢の変化に応じた健康づくり、地域づくりを推進していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

1番 鈴木篤志さん。

1番（鈴木篤志さん）

ありがとうございました。

再質問はございません。

睡眠の大切さは、健康のために誰もが知るべきことです。それを当たり前のように学び、実践できる環境を整えることが必要であり、眠育という言葉を広めていくことの重要性を改めて考えさせられます。特に、現代の若い世代はSNSをはじめとする様々な情報に触れる機会が多く、豊富な知識を得る一方で、他人と自分の環境を比較することで新たな悩みや不安を抱え、不眠につながるケースも増えています。また情報があふれる中で、何が正しくて何が当たり前なのか判断が難しくなることも懸念されています。自然や身の回りの当たり前を木育で育み、食べることの当たり前を食育で育み、眠ることの当たり前を眠育で育む。こうした基本的なことをこれまで家庭や身近な人から学んでいた時代から、行政も一体となって支え、地域全体で子供たちを見守り、育てていくことがこれからの時代に必要ではないでしょうか。

新年度を迎えるに当たり、仕事や学校生活の変化とともに生活リズムが変わってきます。私も昨夜3月29日、30日に開催されるみたけ桜まつりの会議があって、帰宅したときは既に日付が変わっていました。自分自身が最も不規則な生活を送っていることを自覚しつつ、規則正しい睡眠の大切さを改めて感じます。これからも元気な御嵩町の発展を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木篤志さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

町長の施政方針に対する質問を行います。

5番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、施政方針について質問をさせていただきます。

昨年の3月、施政方針についても質問させていただきましたが、今回も2つの項目、みたけファンクラブと願興寺についてお聞きします。

まずみたけファンクラブについてですが、前回清水議員が質問されていますので、そのお答えを踏まえて質問しますが、先ほど広川議員が専門的な情報発信と効果の考察とか、コスト削減までを言及されましたので、私の質問はほんの入り口にしかすぎませんが、お答えをお願いいたします。

現在のファンクラブ開設当初、プレゼント企画を行われ、入会キャンペーンをされたり、町内外いろいろなイベント等で、町長をはじめ職員などの積極的な勧誘のおかげで、現在1,000名ということです。今後、目標値はあっても可能な限り会員数は多いほうがよいと考えます。

1つ目の質問です。現在の目標値、また今後はどのように会員登録を拡大していきますか。

そして、町外の登録者がおおよそ6割近くということで、またTake-Miでアクションも起こしていらっしゃると思いますので、特徴が分かりつつあるところでしょうか。そこで、全登録者の属性、年齢とか住んでいるところ、興味や関心などは把握されていますでしょうか。それが2つ目の質問です。

そして、現在のところ、Take-Miの情報発信は町内外の方、隔てなく情報の発信となっていると思います。これから分析を重ねて、固定コストでコストがある発信が必要だと思いますが、3つ目の質問です。どのようなターゲット層に対して効果的な情報発信を進めるか、計画があれば教えてください。求めるところに町が伝えたいところという点でも計画があれば教えてください。

そして、次に情報発信に活用するメディア活用のために職員のスキル研修とありますが、地域住民、これは地域づくり団体もまちづくり協議会、これからできるまちづくり協議会なども含みですが、地域住民、また相互の情報発信にも大変期待をされているわけですから、会員とも共有してスキルアップをしてはどうでしょうか。地域の情報発信を強化するという意味です。

4つ目の質問です。情報発信ツールを活用して、情報発信にたけた人材育成にファンクラブの会員、または地域住民、または協力いただく地元の事業者さん、地元の企業なども含めていく予定はありませんか。

みたけファンクラブについては、以上の4点を質問いたします。

次に、願興寺についてです。本堂修理が残すところ2年を切りました。願興寺の保存活用計画において、にぎわい創出に向けたプランができておりますが、やはり行政が関わるところ

と関われないところがあり、大変な作業だったと思います。民間の力を借りながら寺をサポートできる、また寺の力を借りて町の魅力をトータルで上げていくのか、まだまだ難しい部分が多いですが、完成までには受入れ体制を整えていかなければいけないので、よろしくお祈りします。

さて、願興寺の価値は、まだまだ町内、町外広く認識されているとは言えない状況です。

修理中はNHKの「解体キングダム」でかなりの関心を集めたことと思いますが、重要文化財の仏像群に関しても、まだまだ周知が行き届いていません。修理工事過程は記録誌として制作される予定ですが、そのほか修理過程の映像なども活用して、完成後にたくさんの人が訪れていただくために、完成前、現在の修理中にできることは何でしょうか。

そして、1つ質問です。願興寺の完成までに、周知目的にどのような発信をしていくお考えでしょうか。

以上、みたけファンクラブと願興寺についてお尋ねをいたします。御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、可児議員からの質問にお答えしたいと思っております。

まず、みたけファンクラブTake-Miの会員数でございますが、先ほど広川議員への答弁の中でも言及いたしました、令和6年度の目標としていた1,000人に到達し、内訳として現在、町外の方が574名という状況でございます。あくまで令和6年度中、ここまでは目指したいというものに達したにすぎませんので、さらなる会員の獲得のため、様々な機会を捉え、引き続きPR活動を行っていききたいというふうに考えております。

後ほど会員登録者の属性で述べますが、現在の登録年齢層では、30歳未満の若者が10%弱というふうにとどまっておることもありますので、先日3月1日に、私が招かれました東濃高校あるいは東濃実業高校での卒業式では、町内にお住まいの方には、進学、就職などで御嵩町を離れた後もふるさとみたけを感じていただけるよう、町外から通われている方には引き続き本町と関わりを持って接していただけるよう、私と教育長のほうから卒業生の皆様に祝辞と共に呼びかけさせていただき、ファンクラブへの加入チラシを配布いたしました。

次の目標値でございますが、当面2,000人というふうに掲げさせていただきたいと思っておりますが、単にこれもやみくもに会員数を増やすのではなく、末永く交流を持てるような関係づくりの視点で施策を進めてまいりたいと思っておりますので、議員におかれましても活動を支援いただけると幸いかというふうに思います。

次に、会員登録者の属性把握についてお答えをしたいと思います。

町が把握する会員の属性は、LINEの友だち登録時のアンケート、Take-Mi会員登録時のアンケートで入力していただいたものになります。

男女比では女性が約51%と若干多く、年代別では、50歳代が最も多く約29%、次いで40歳代が21%、60歳代が17%と続き、30歳代では14%、70歳以上が8%となっております。居住の都道府県別では、岐阜県が最も多く、約68%、次いで愛知県が8%、東京都が5%となっております。興味関心の別までは把握しておりませんが、旅の記録やチェックインポイントの動向等から人気の場所など一定の傾向は捉えることが可能かというふうに考えております。

3番目のターゲット層に対する効果的な情報発信についてでございます。

Take-MiがプラットフォームとしているLINEでは、ターゲットを絞った発信ができますので、これまでも町内向け、あるいは町外会員向け、首都圏向けなどの絞り込みをして発信をまいりました。

先ほど広川議員の答弁でもお答えしたSNS等の広告を活用したターゲットとは異なり、会員向けの交流やお知らせの情報発信が主となることから、発信する内容によって情報を届けるターゲット層を吟味しながら行ってまいりたいというふうに思っております。

最後に、メディア活用のための職員人材育成の研修をファンクラブ会員や地域住民等へ共有することの提案についてお答えしたいと思います。

ファンクラブにおいては、町からの情報発信だけではなく、会員自らも「みたけのアンバサダー（大使）」というような気持ちでみたけの魅力を発信していただき、町だけでは届かないところまで広く発掘し、伝えていただけることを期待しております。

今のところ、職員に向けた内容の講義、研修を想定しておりましたが、メディア活用の考え方やそのスキルは、職員のみならず、活躍いただく地元住民や事業者等にとっても有用なものがあると考えてもおります。

基本的には職員に向けたものとはなりますが、職員以外にも聞いていただける内容のものについては参加していただくことも可能と考えておりますので、その際にはお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、大きく2点目、願興寺についてということになります。

願興寺の完成を2年後に控え、今後取り組むべき発信につきましては、大きく2つの点があるというふうに考えております。

1番目は、この願興寺が持つ価値そのものの発信でございます。

今回の本堂修理事業は、重要文化財としての建物を今後も保存し、次の世代へと伝えていく重要な事業でありまして、これまでも定期的な現場見学会や修理工事を紹介する講演会などを通じて周知を図ってまいりました。議員御紹介のNHK「解体キングダム」での放送も、当時

大きな反響があったというふうに記憶をしております。

現在は修理中の姿も含め、完成までの今しか見られない願興寺を見学できる貴重な時期とも捉え、より一層、改修中の現場を見ていただくなどの企画を行い、貴重な仏像群と併せ、多くの方々に知っていただく機会を提供していきたいというふうに考えております。

なお、先ほどの「解体キングダム」における映像は、著作権の関係から町が一般向けに広く公表・公開することは難しいですが、学びの機会などで限定的に使用することについては問題ないという確認をいたしましたので、教材資料のような使い方を検討をしてみたいと思います。

あわせて、町が保管する修理過程の映像、写真等を整理し、中山道みたけ館、あるいは御嶽宿わいわい館にて御覧いただけるよう取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

その他、町内の皆様に改めてその価値を知っていただき、完成後も皆様に愛される場所になるよう目指した発信にも取り組んでまいります。具体的には、小・中学生のふるさと学習での活用や見学機会の提供、あるいはイベント学習会の開催などを通じて、その魅力の発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の願興寺の観光まちづくり資源としての発信でございます。

願興寺は、名鉄御嵩駅に近接し、中山道御嶽宿やその他の歴史文化施設の中心として、当時も今も本町のにぎわい創出や観光の拠点として考えられてまいりました。2年間という願興寺完成までの時間を有意義に使えるよう、大都市圏など、特に名古屋都市圏への誘客発信、プロモーションに当たっていききたいというふうに考えております。

また、寺院や歴史の好きな方、あるいは仏像や建築等に興味関心のある方、あるいは中山道を歩く方などへのPRも検討をしていきたいというふうに思っております。

そして、完成後の願興寺を訪れていただいた観光客、その周辺においてもにぎわいを感じられるエリアとなることを目指し、観光のおもてなし施設をはじめ、近隣の町管理施設等との一体的なにぎわいづくりと魅力情報発信のほうを図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

また、現在ですが、ファンクラブのお答えをいただいて、属性は登録のときに把握されているということで、そこからまたターゲットを絞り、私は知らなかったんですけども、今現在、

町内、町外または首都圏の方々へ会員の方々に違う情報が行っているということは存じ上げておりませんでしたので、皆さんに同じ、それはあまりターゲットを絞っていないので、必要とする情報もあれば、必要でない情報、特に住民にとっては生活に対しての情報が来ていましたので、これでは皆さんに御嵩の関心を持っていただけないんじゃないかとちょっと不安に思っておりましたけれども、それを聞いて、現在でももう既にターゲット別に情報をお届けしているということで安心をしました。

そこで、あと関係団体とか地域づくり団体とか住民、Take-Miは、会員相互にコミュニケーションを取っていくところから、御嵩の愛郷心を育ててもらったり、また人にお勧めできるような誇りに持っていただいたり、また外部の方には関心を持っていただくということなので、この会員相互の情報発信についても共にやっていかなければいけないということで、スキルアップ講習とかも参加させていただけるということなので安心しました。

そして、先ほど広川議員の質問に答えられたときに、町長は属性よりも、志向とか関心とか価値観のところを今後模索して情報をお届けしたいということなので、そちらのほうはSNSで取り上げていくんだと思いますので、そちらにも関係あるので、私たち一般住民とか企業とか事業所さんにも、スキルアップできるようにやっていけば、ますますSNSで効果が上げられると思います。

それでは、願興寺について1点質問なんですけれども、現在周知されていないということで、私はオープンのとくにすごく危機感を持っていまして、それより前にやらなければいけないということで、歴史とか中山道とか、関心のある方々にPRを事前にしていくというのは、もうそれは既に始めようとはされているんでしょうか、時期的に。オープン前におかないと駄目だと思うので聞いているわけですが、事前にもうPRをスタートさせていかれるおつもりはありますか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

出来上がるまでということになりますので、やれることは限られてくるかもしれませんが、例えば今までも現場見学会とか修理状況を見ていただくということがございました。この方々はその過程を見ていただくということになりますと、できた後というのもやっぱり見たいというふうに思われると思いますので、リピーターとしてまた訪れることが容易に推測されるということもありますので、そういった機会を今後も多く求めていくという、つくっていくということも考えていきたいと思っておりますし、既に地元の小・中学生等に中を見ていただ

いたりとか、あるいはお話を聞いたりということも進められておりますけれども、その広がりであるとか、あるいはいろんな、今後どのような活用ができるかということを見据えながら、住民の方にもこういった使い方もできるんだよという、保存計画を策定する際にあったような使い方、例えば敷地内の稲荷堂の活用であるとか、そういったことも新たな取組としても御紹介しながら、住民の方にも、あるいは外からお見えになられる方にも紹介もしていきたいというふうに思っております。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

今、大体年に1回の修理見学、現場見学会で反響があると思うんですけど、毎回100名程度の方が、これが年に1回なんですね。小学校6年生と中3の子たちもいつも見学に来てもらっているということですが、子供たちの見学も、工事現場見学もされているんですか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

ここ最近、コロナの関係でやっておりませんでした、コロナ前までは小学生とかが工事現場を見学していましたので、今後ちょっとそれができるように調整はしていきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいま質問にあったとおり、年1回で多くの方がお見えになっているということもございましたけれども、先ほどちょっと申しましたように、いろんな機会を捉えて、工事に支障がないという前提でございますけれども、そういった機会を持てるような取組もしていきつつ、回数1回ということではなくて、機会があれば見ていただけるようなそんな仕組み、取組を進めていきたいとは思っております。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

もう残り2年ということになったので、1年に1回ですと機会が少ないと思いますので、今現場を見るときは今しかないわけですから、これから数を重ねて、期待とか関心を集めるのには、工事見学も増やしていかなければいけないと思いますし、子供たちにとっても今しか見られない、多分見学は今では霊宝殿だけになっていると思いますけれども、こういう修理工事現場が見られるのは今しかないので、それを活用していただいて、ふるさと教育のほうにやっていただければ、これからやっていただけるということなので、安心をしました。

そして、策定委員会では、今工事中である覆いがかぶっているところ以外の建物に文化的価値が見いだされてきましたので、本堂以外にもそういうところも使いながら、今から生かしていくと、教育に、子供たちに教えていくこともありではないかなと思います。

保存活用の計画の中で、アンケートの中から大人も子供も工事現場見学とか仏像拝観、または歴史を学ぶというコンセプトでイベント性の高い公開講座にはニーズがあることが分かっていますので、寺の価値を認識したり広く伝えるのに、そういうことを今からやっていくのが効果があるのではないかと思います。

そして、完成前に、関心と同時に期待感を皆さんに与えるようなPRの方法があるんじゃないかと思いますので、考えていただけるとありがたいです。

それとこれ質問なんですけど、圧倒的に影響力のあるテレビ、ラジオ、新聞などへ、特集とか取り上げてもらうようなアプローチは考えていらっしゃいますか。予定にないことを聞いて申し訳ないんですけど、NHKの「解体キングダム」の映像は利用されていくということなんですけれども、今の時点で2年後に向けて特集をされると、以前にも新聞などでも特集をされていましたが、そういうアプローチというのはないでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問にお答えいたしますが、今、戦略的にそれをということではございませんけれども、当然間もなく出来上がってきますというようなアナウンスとともに機運を高めるということも含めて、マスコミにはぜひアプローチはしていきたいと思っておりますし、どこをターゲットにというのはあるかもしれませんが、露出というか、そういう情報が広く出るように心がけてはいきたいというふうに思っております。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

SNSを活用するという事で、ターゲットに向けて情報を発信することの有効性ということとを今日はいろいろ質問とか御答弁の中で聞いてきましたが、新聞とかはすごく反響がありますし、ましてやテレビですと多数の方が関心を示されるとても重要なツールだと思うので、ぜひそちらのほうもアプローチをしていただいて、周知に努めていただいて、2年後にはファンが、願興寺のファンが押し寄せるような、そういうイメージでこれからのPR活動をやっているっていただきたいと思います。

以上で施政方針についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、可児さとみさんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は2分後といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時08分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の委員会付託

議長（大沢まり子さん）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第4号から議案第9号、議案第15号の計7件について質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

予算書の29ページになりますけれども、財源といいますか、基金の繰入金のことについて、確認といいますか、これからの方針をちょっとお聞きしたいんですが。

29ページの一番下のところに繰入金ということで、基金がそれぞれ7項目ありまして、まず3番目にあります公共施設等総合管理基金、これを今回8,500万円ほど取り崩して、伏見の小

学校の大規模工事に充当されるということなのですが、この基金は令和5年3月でしたか、創設されたということで、現在高、今2億円ぐらいだと思うんですけども、当初、公共施設の整備だとか改修だとか修繕とか除去も含めまして、長期的な視野に立って基金を積み立てるといような説明を伺っていたと思うんですけども、もう早くも2億円で、今度は8,500万円を取り崩してしまわれるという、そういった方針。

それとあと、5つ目のふるさとみたく応援基金、これが今回9,030万円ほど取り崩しされて事業に使われておるんですけども、使途としましては、今回、放課後児童クラブが民間委託されるということで、それに4,500万円ほどかかるということで、この基金を取り崩して1,000万円ほど充当されるというような、今後もこれは充当として、財源として、基金として取り崩していかれる方針なのか。

ふるさと納税ですので、納税者の意図に沿って使われていくということで、すぐに形にさせていただくということはあるがたいことなんですけれども、環境と高齢福祉と子供の健全育成、それと文化財ということで使途がそういった意図で、納税者がされたということで、それぞれの使途に使われるということでもいいんですけども、このふるさと納税も、このうち2,500万円ほどが、これもまた伏見小学校に、多分健全育成の枠だと思うんですけども、取り崩して充当されるということで、伏見小学校、前の補正のときにもお尋ねしたんですけども、やはり財源が大分変わってきておるような気配なんで、時代に即して財源を変えられるということはいいんですけども、その辺りの方針があれば、財政当局として、どういった方針で今後いかれるのかということをお聞かせいただけませんかでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、今の山田議員の質問にお答えさせていただきます。

基金繰入れに関して、それぞれの基金の目的、積立て、処分が定められておるところです。

公共施設等の総合管理基金については、公共施設等の整備、更新、改修、維持、修繕及び除却等に要する経費の財源に充てることとなっております。処分につきましても、設置目的に適合する経費となっております。

今回の伏見小学校の大規模改造工事に充てさせていただくことに関しては、工事の計画に基づいた進捗状況だとか、速やかな工事の執行、また確実な財源の確保の観点から、歳入歳出のバランスを図った上で、今回は繰り入れさせていただいております。

今後の方針、展開ということですが、公共施設等の総合管理基金も含め、全ての基金に言えることですが、基金をどんどん取り崩して行って事業に充てるようなことは考えておりません。

優先度だとか緊急性、必要な事業を実施するために基金を取り崩していくことも必要であると
考えております。

引き続き、歳入歳出の財政バランスをしっかりと見据え、将来にわたって安定した財政運営に
努めてまいります。

また、ふるさと応援基金につきましてもまた同様でございます。寄附者からの意向もある中
で、将来を担う子供の健全育成に関する事業として、令和7年度は放課後児童クラブの運營業
務委託など、全部で7事業に充てさせていただきます。また、文化財の保護、保存に関する事
業に関しては、願興寺の本堂の修理補助金、また薬師祭礼での補助金の2つの事業にさせてい
たいただきます。

次年度以降につきましても、歳入として寄附額の状況や、また歳出としての事業内容、バラ
ンスも見定めて、充当先については検討していきたいと思っておりますので、よろしく願ひ
いたします。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それで、主要な政策のところ3点、ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、質問させ
てもらいます。

主要な施策の15ページ、住民環境課、みたけ草刈りサポーターのところですが、昨年実績を
勘案して163万5,000円から95万5,000円に減額したという説明を聞いた記憶でございます。こ
れって1年前から始めたばかりだと記憶しているんですが、1年でちょっと減額ということで
浸透が悪いのかなというふうに感じてますが、「ほっとみたけ」3月号にロードサポーターの
募集は出ておりました。

もちろん管轄が違うのは分かるんですが、実際にどこをどうやってほしいのかなというのが
我々のほうで意外と分かりにくくて、ロードサポーターだったらこの辺があるんで、この辺が
欲しいなとか、こちらのみたけ草刈りサポーターだとこの辺をやってほしいんだよねというの
があると分かりやすいなということで、何かそういう案内の方法はないのかなということと、
同じ草刈りですので、何とか一本化して分かりやすくできないのかなというのが1点目です。

2点目が主要な施策35ページ、生涯学習課になりますが、伏見公民館の防火扉取替えという
ことで金額が入ってますが、これ何か所ぐらい、どこなんだろうという質問と、外壁の補
修、これは建物の検査というわけじゃなくて、やっぱりみっともないからやるということなの

か、ちょっとこの外壁の補修という内容を確認したいということが今の2点目になります。

それから、3点目が36ページ、御嵩城址公園の展望台のライトアップの件ですね。これ僕はちょっとあんまり詳しくないんですが、昔やったことがあるという話も聞きまして、ただ、そのときには車でカップルが来て、風紀上よろしくないんじゃないかということでやめたというような、そこまでの話を聞いただけで、事実はちょっと分かりません。改めてこれを実施するのは70周年かどうか分かりませんが、少し管理上も気をつけないと、夜のライトアップの話なんで、その辺どういう背景で始まって、どういう管理をするのかというところについてお聞かせいただければということです。

以上3点です。

議長（大沢まり子さん）

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

それでは、まず住民環境課の草刈りサポーターの件から御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず草刈りサポーター制度につきましては、令和6年度からの全く新しい事業ということでございまして、令和6年度は試行期間として、試行錯誤を重ねて実施をしております。そのため、広報紙ですとかホームページでの周知はいたしましたけれども、ちょっとその辺では浸透していないということに起因しているものと思われま。

それから、ロードサポーター制度との違いというところでございますけれども、まずロードサポーター制度につきましては、建設課が所管しております制度で、町が管轄する道路、河川を対象といたしまして、対象者は団体ということになります。

草刈りサポーター制度は、それ以外の町有地などを対象とした制度ということで、対象者は団体に加えまして、個人も対象としております。

公表や周知、その辺が分かりにくいというところも御指摘をいただいておりますけれども、公表につきましては、対象となる場所につきましては、御嵩町のホームページですとか、住民環境課窓口で公表、周知を行っております。令和6年度につきましては、随時対象となる場所を追加していきまして、現在のところは45か所が対象となっております。また、申請があった箇所につきましては、申請済みというようなことで分かるように公表をしております。

それから、あと、同じ草刈りということの事業で、ロードサポーターとの一本化ということも御指摘いただきましたが、ロードサポーター制度を刷新したのが、令和5年度にリニューアルしているというところでございまして、また草刈りサポーター制度がスタートしたのが令和6年度からということで、その辺を考えますと、まだ両制度とも新しいというところござい

ます。

また、特に草刈りサポーター制度は、個人サポーターがあるなど、両方を一本化するにつきましては、なかなかいろいろ調整が必要になるかなというところもございますので、当面は連携しながら両輪で続けていくということになるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

では、鈴木議員からいただいた御質問にお答えしたいと思います。

主要な施策の35ページ、伏見公民館の防火扉の取替えでございますが、伏見公民館の1階から3階の階段の手前のところに防火扉がございます。その3か所の防火扉の取替えを行わせていただきます。現状として、巻き上げること、降ろすこと、どちらもできないという動かない状況でございますので、これは火災のあったときのために早急に対応していきたいと考えております。

それから、外壁等の改修工事につきましては、今年度実施しました特定建築物定期調査の結果、外壁のほうにタイルの浮きやクラックがありまして、それを補修するように指摘を受けましたので、今回、全面打診検査を行った上で、貼り替え等を行う予算を計上してございます。

それから、主要施策の36ページ、城址公園の展望台ライトアップにつきまして、御承知の方も見えると思いますが、設置された当初から、平成6年から平成20年頃まで行われていたんですが、経費削減の観点から中止をされていたというふう聞いております。

実施の背景でございますけれども、昨年度実施された車座懇談会をはじめ、いろいろな方から再開を望む声をお聞きしまして、再開の方法を探らせていただきましたところ、照明の個数を減らしたりだとか、水銀灯であるのをLED照明に替えることで費用を抑えることが分かってきましたので、町の施策でもあります町の魅力づくりにも資すると思えまして、実施をすることにいたしました。

また、夜中、カップルが来るかどうかは私も存じていませんが、管理につきましては、現在も夕方5時から翌朝9時まで入り口を施錠してございます。夜中に侵入されることはないと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

5時から9時まで施錠ということは、ライトアップはどこか遠くから見ると、こういうこと
でございますかね。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

おっしゃったとおり、その場に行くのではなくて、下の平地の部分から見上げるような形を
想定しております。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10番 高山由行さん。

10番（高山由行さん）

2点ほど。

今、鈴木さんが質問したライトアップの件ですが、私、協議会のときに、県庁に薬師祭礼に
ついて行ってましたので、説明をしているかも分かりません。

ライトアップ、分かりました。数を減らしてLEDにして、電気代を節約してやるというこ
とですが、以前どの程度ライトアップしておったのか分かりませんが、今回、電気をつける
時間とか、いつまでやるとか、期間とかということをお教えてください。まずそれが1点。

もう一点は、保健長寿課のほうで、老人憩いの家の旧館のほうの取扱いですけど、入り口の
事務所がある棟のほうですが、さすがにあまりにも汚くて、耐震がなくて旧館のほうは使わな
い町の考え方のようですが、屋根はぼろぼろ、壁も汚くて、遠くから見てもさすがにみすぼら
しいような気がしますが、耐震がなくて、あれのこれからの取扱いについて、どうい
うふうに町が考えておるのか、担当課が考えておるのか、少しお聞かせください。

その2点、よろしくお願いします。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

高山議員からいただいた御質問にお答えいたします。

ライトアップの期間というか頻度につきましては、土日の夜間の実施を想定しております。

以前もそういった頻度で行っていたということでしたので、再開するような形で考えており
ますので、よろしくお願いたします。

議長（大沢まり子さん）

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

老人憩いの家につきましては、高山議員お見込みのとおり、今、本館につきましては、耐震の関係で使用はしていない状況でございます。また、外観等もかなり悪いというところは、担当課のほうとしても承知はしております。

一応、老人憩いの家につきましては、前の話なんですけれども、新庁舎ができたときには、新庁舎というか建物の管理をするときの中で、シルバー人材センターそのものを中公民館へ移行するというような前の話もありましたので、今この現状で、今は延命といいましょうか、取りあえず直してそのままということではなくて、しばらくは今の現状でやっていくということで担当課としては考えており、直すというような考えはございません。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

三、四点ほどお願いいたします。

まず予算書の33ページのごみ袋の広告掲載料43万2,000円計上されておりますが、これは新しい試みなんですけれども、さきに「ほっとみたけ」の3月号に広告を掲載してみませんかということで載っておりますけれども、ここは30万枚とか12万枚、書いてございますが、数字のほうは43万2,000円ということで、数字がちょっと違うということと、1枚当たり0.6円ということなんですが、他市町村を見ると、可児市とか恵那市では0.1円で、入札方式を取っておりますし、そのほかの市町村ですと総枚数、例えば50万円に対して8万枚とか10万枚、そういった掲載料金をしているわけなんですけれども。

町の考え方としては、どういうふうな根拠、0.6円という数字を出した根拠、その辺のところを教えてくださいませんか。

それと、あと20ページの主要な施策ですね。基幹相談支援センター事業でありますけれども、令和7年度予算が1,711万9,000円ということで、大変増額しております。前年度予算額と比べますと700万円ほど増額をしております。令和5年、令和6年の比較をしてみますと116万円、100万円ほどなんですけれども、令和6年度に対しても補正はないわけですが、令和7年度についてこれだけの伸びがあるわけですが、特に社協に対する委託料、ここが大変伸びているかなと思うわけなんですけれども、1,500万円ほど。ここら辺は、以前は何か相談件数が増えたとい

うことで令和6年度と聞いておりますけれども、令和7年度についてもどういったあれで、これだけ増えていくのか、7倍ぐらい増えますので、その辺のところ、教えていただけますか。

それから、教育委員会のほうですけれども、主要施策の33ページですが、川の安全講習事業ということで、川下りでラフティング体験を行うということなんですが、美濃加茂市が昨年、たしかリバーポートパークから桃太郎神社までやっておるんですけれども、この前の予算案の概要を見ますと、ここに木曾川アドベンチャープログラムで、ずっとこの文言が、かつての歴史と文化、江戸時代に水運の要衝として栄えた御嵩町の新村湊に思いをはせるということになっておりまして、これちょっと新村湊に思いをはせるとなると、もう少し上流から下るかなというふうに思うんですけれども、例えば兼山湊のほうからということに思ったわけですけれども、実際問題、美濃加茂のような方式でやられるのか、それと令和7年度だけ単発なのか、令和8年、令和9年、その後も続けていかれるのか。

これは特にここに書いてありますけれども、いざというときの対処を学ぶということで、安全意識の向上を図るということなんですけれども、例えばプールで着衣水泳とか、そういったもので安全講習ができるわけですけれども、この川で安全講習を取り入れられたということの、そこら辺の意味合いを少しお聞かせいただければなというふうに思います。

それから、主要施策の36ページなんですけれども、重要文化財の願興寺本堂修理工事の記録誌作成事業ということで、令和7年度、29万6,000円ほど委託料が計上してありますけれども、これは令和8年から令和9年で債務負担行為で47万8,700円ということで計上しておりまして、トータルで500万円ちょっとなんですけれども、そこら辺の令和7年度の委託先、どういったところが委託先をされておるのか。

あと、令和8年、令和9年のスケジュールがどういうふうになるのか、編さんして製本されるというふうには解釈するわけですけれども、町史のようなああいう分厚い、金額がのせていますから、町史のような編さんをして製本されるというのか、大体どのくらいの部数を作られるのか、そこら辺がもしスケジュールの中で分かれば教えていただけますか。よろしく願います。

議長（大沢まり子さん）

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

それでは、奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず住民環境課のほうで、ごみ袋の広告掲載料についてでございます。議員御指摘の「ほっとみたけ」で掲載しております、規格表が掲載してございますけれども、こちらの規格表で見ますと、可燃ごみ大と、それから中の印刷予定数が合わせて30万枚と取れるように見えるとい

う御指摘をいただいております。

ただ、こちらの意図するところといたしましては、可燃ごみ大が30万枚、中が30万枚と表したつもりでございまして、ただ両方とも同じ30万枚であるというところで表中をまとめてしまったというところがございますので、当方といたしましては、分かりやすくするつもりが、逆にちょっと紛らわしいことになってしまったかなということがございます。大変申し訳ありません。

実際は、ただいま申し上げましたように、可燃ごみの大が30万枚、それから中が30万枚、それから小が12万枚というところで、合計が72万枚でございまして、これに単価の0.6円を掛けてまして、総収入が43万2,000円ということになります。

なお、現在、ホームページでも募集の掲載をしておりますけれども、ホームページのほうの規格表は、それぞれの印刷枚数を明記した表となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから次に、この単価0.6円につきましてですが、まずこの広告につきましては、ごみ袋の裏面に掲載をするということで、これは両面刷りにする必要がありますので、そういたしますと、現在片面刷りですが、作成単価がちょっと上がるということになります。その増加分をこの広告収入で賄うことを前提といたしまして、それで単価計算をしたところ、掲載料を0.6円とする必要となったというところがございます。

また、ごみ袋に広告を掲載している近隣の市、県内では4市ほどだったと思っておりますけれども、そちらの市の状況も確認はしておりますけれども、確かにそれらの市と比較しますと、本町の掲載料が若干高めというところにはなりますけれども、理由といたしましては、先ほどの理由と、それから市でいきますと、やはり発注数が相当大きいですので、その分単価的にも市のほうが安くなっていくのかなというところで、単純比較はできないというふうには考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

議長（大沢まり子さん）

福祉子ども課長 古川孝さん。

福祉子ども課長（古川 孝さん）

それでは、2点目の主要施策、20ページ、基幹相談支援センター事業について御説明いたします。前年度と比較しまして700万円ほど増額となっております。主な理由としましては、社会福祉協議会に対して700万円ほどの増額となっております。

これは現在、基幹相談員が1名配置になっておりますけれども、相談件数があまりにも増えてきているということもありまして、1名増員するための人件費の増額という形になっております。

ちなみに、直近の相談件数ですけれども、令和4年度には915件、令和5年度には982件、今年度既に1,000件を超えるような勢いで相談件数どんどん増えておりますので、相談員の増員ということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、学校教育課への質問にお答えしたいと思います。

今回、川の安全講習事業というものを開催したいと思っております。予算の発表のときには、木曾川になぞらえてその思いをはせるということで紹介させていただきました。

今回の事業は、木曾川を舞台に川の安全講習とふるさと学習を兼ねるような形で実施したいというふうに考えております。木曾川の上流域、下流域での交流事業が、本町に限らず、美濃加茂等いろんなところで行われております。

新村湊は、かつて水運の要衝でありまして栄えた場所であり、これを機に御嵩町にも湊があったということを知っていただきたいというふうに考えております。この辺は中山道のことを学んでいくのと同じような考えで、これを河川というフィールドで自然を体験してほしい、学んでほしいということを考えているところです。

ここ数年コロナ渦もありながら、体験の機会というのは減っているところでもございました。各学校では少しずつ体験学習が増えてきているところではございますが、今回この学習をやって、子供たちの何かのきっかけになってもらいたいなというふうに思っております。それは数年ちょっと継続してやっていきたいというふうに思っております。

新村湊から下っていこうと思うと、ダムもあったりして下れないということもありまして、今回奥村議員がおっしゃったとおり、川の下りに関しては、リバーポートパークから桃太郎神社の付近までの約10キロ区間を回っていきます。川の安全講習といたしましては、映像によるビデオ学習の後にライフジャケットを装着、その方法とかをレクチャーしてもらいます。川を下っている間には、実際に川に入って浮遊体験をしてもらう。あとは、もしものときの川の流れ方をレクチャー、浮遊体験のときに、流れの具合とかを見ていただいて、今後川で遊んでいたときに、もしものときにはそのときのことを思い出していただくような形で、参考にできればというふうなことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

それでは、4点目の御質問にお答えいたします。

36ページの重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌作成事業に関する質問でございますが、まず委託先としましては、編集や校正の実績のある出版業者の想定をしております。

スケジューリングにつきましては、令和7年度初めのほうから令和8年の半ば頃にかけては執筆編集を行いまして、令和8年度の後半からは校正を行っていくことを予定しております。令和9年度の上期には完成を目指しているところでございます。

部数としましては、関係自治体や調査に携わった機関等に配布ができるよう、100冊を予定しております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第4号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、議案第4号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第5号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、民生文教常任委員会に審査を付託するこ

とに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第6号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

御嵩町歳入歳出予算附属書類のほうで1点だけ教えてください。

附属書類の12ページ、当初予算の規模の推移に関する調査表というのがあります。

これで、ただいまの介護保険特別会計、平成28年、15億円ですかね、それが今、19億円ですか。ということで大きく膨らんできております。年齢構成が当然、だんだん年配の方が多くなるということで、こちらの費用がかさんでくるということなんですけど、当然総額が大きくなれば一般予算からの負担も大きくなるということで、その辺り、今後どんなふうに抑えていくのかというような考え方があれば教えてください。

議長（大沢まり子さん）

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

では、ただいまお答えさせていただきます。

65歳以上の人口というものは、2040年までは増えていくというふうに想定されておりまして、それに伴い、要介護認定者も増えていくということで、介護給付費自体の総額というところはちょっと減額するということは難しいと思うんですけども、その伸び率というところは、1年1年の伸び幅というところを抑制していくということが大事なのかなというふうに考えております。

そのためには、今一番増加しているのが施設サービス費というところがございますので、施設サービスではなくて、在宅生活が継続できるような福祉サービスの見直しであったり、見守りの強化、ヘルパーさんとケアマネさんとの連携での見守りの強化とか、またケアマネの支援方法の引き出しを増やすためのケアマネへの指導などを行っていき、抑制をしていければというふうに考えております。

また、最近、認知症の疑いでの新規申請というところが多いですので、それに伴ったところもありまして、来年度から認知症の検査に対する支援も行っていければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第7号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第8号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第9号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第15号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月19日に開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時48分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 可 児 さとみ

署 名 議 員 鈴 木 秀 和